

議 事 日 程

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|--------|-----------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第 1号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 8 | 議案第 2号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 9 | 議案第 3号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 | 議案第 4号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 11 | 議案第 5号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 12 | 議案第 6号 | 財産の取得について |
| 日程第 13 | 議案第 7号 | 令和3年度遠軽町一般会計補正予算(第1号) |

令和3年第3回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年5月7日（金）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|--------|-----------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第 1号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 8 | 議案第 2号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 9 | 議案第 3号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 | 議案第 4号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 11 | 議案第 5号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 12 | 議案第 6号 | 財産の取得について |
| 日程第 13 | 議案第 7号 | 令和3年度遠軽町一般会計補正予算(第1号) |
-

◎出席議員（16名）

- | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-------|
| 議長 | 16番 | 前田篤秀君 | 15番 | 今村則康君 |
| | 1番 | 高橋義詔君 | 2番 | 稲場仁子君 |
| | 3番 | 佐藤登君 | 4番 | 秋元直樹君 |
| | 5番 | 一宮龍彦君 | 6番 | 竹中裕志君 |
| | 7番 | 渡部正騎君 | 8番 | 山谷敬二君 |
| | 9番 | 阿部君枝君 | 10番 | 前島英樹君 |
| | 11番 | 佐藤昇君 | 12番 | 山本悟君 |
| | 13番 | 黒坂貴行君 | 14番 | 岩澤武征君 |
-

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長 佐々木 修 一 君 教 育 長 河 原 英 男 君
代表監査委員 村 瀬 光 明 君

◎説明員

副 町 長 舟 木 淳 次 君 総 務 部 長 佐 藤 祐 治 君
経 済 部 長 澤 口 浩 幸 君 経 済 部 技 監 内 野 清 一 君
総 務 課 長 鈴 木 浩 君 情 報 管 財 課 長 吉 岡 秀 利 君
企 画 課 長 今 井 昌 幸 君 財 政 課 長 堀 嶋 英 俊 君
税 務 課 長 二 瓶 雄 介 君 保 健 福 祉 課 長 古 賀 伸 次 君
商 工 観 光 課 長 長 原 裕 一 君 建 設 課 長 井 上 隆 広 君
水 道 課 長 大 川 寿 雄 君 生 田 原 総 合 支 所 長 今 泉 郁 夫 君
生田原総合支所産業課長 大 泉 勝 義 君 丸 瀬 布 総 合 支 所 長 加 藤 政 勝 君
白滝総合支所長 鴻 上 栄 治 君 会 計 管 理 者 伯 谷 和 昭 君
教 育 部 長 大 貫 雅 英 君 総 務 課 長 村 上 裕 和 君
監査委員事務局長 奥 山 隆 男 君

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 小 野 寺 正 彦 君 事 務 局 参 事 岩 井 誠 志 君
事務局会計年度任用職員 舟 山 佳 恋 君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和3年第3回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和2年度例月出納検査の結果、令和2年度水道料金の債権放棄報告、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりでございます。

次に、本臨時会の日程は、第13までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、渡部議員、黒坂議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○9番（阿部君枝君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和3年第3回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和3年第3回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和3年第2回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する影響についてであります。全国的に第4波と言われる感染者数が増加傾向となり、国は4月25日から5月11日までを実施期間として、東京都をはじめとする4都府県に3回目の緊急事態宣言を発出しました。

道内においても、札幌市をはじめ各地で変異株の感染者数が増加傾向にあり、道は、札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策として、国の緊急事態宣言と同じく、5月11日まで札幌市内全域の飲食店等に時短要請をするなど、本町においても余談の許さない状況が続いております。

町では、これらの状況を踏まえ、5月2日に開催を予定しておりました令和3年遠軽町成人式を残念ながら再延期といたしました。今後の開催日程につきましては、感染症の蔓延状況やワクチン接種状況などを踏まえ、出席しやすい日程等に配慮し、決定次第改めてお知らせいたします。新成人及び関係者の皆様におかれましては、大変御迷惑をおかけしておりますが、御理解をお願いいたします。

次に、ワクチン接種についてであります。本町におきましては、道において一部の医療従事者等に先行して行われておりますが、本町に供給されるワクチンについては、まず、医療従事者等、高齢者施設等入所者及び従事者を優先して接種し、その後、75歳以上の高齢者、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、それ以外の方々などの順に、国のワクチン供給スケジュールに合わせて、接種券を順次発送し、接種を行う予定であります。

詳細につきましては、町広報や町ホームページ、広報瓦版を通じて、町民の皆様へ情報提供に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染者・感染源になる可能性があります。罹患された方をはじめ、その御家族や職場の同僚のほか、医療等に従事されている方々に対し、不当な偏見、差別、いじめなどが決してあってはなりません。

町民の皆様におかれましては、うわさや憶測に惑わされることなく、国や道が発表する新型コロナウイルス感染症に関連する正確な情報に基づき、医療崩壊を招かないためにも、冷静な判断で行動し、遠軽厚生病院をはじめとする医療機関等を支えていただきますようお願い申し上げます。

また、引き続き、マスクの着用、手洗いの励行、三つの密を避けるなど、道が示している「北海道スタイル」を実践していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、森林環境譲与税の確定及び新型コロナウイルス感染症により緊急に補正予算の必要が生じたため、令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第16号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めます。

承認第2号及び承認第3号の専決処分の承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町税条例等の一部を改正する条例及び遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めます。

議案第1号から議案第5号までの工事請負契約の締結については、令和2年度岩見通道路改良工事その2（繰越）、令和3年度ロックバレースキー場ゲレンデ整備工事並びに令和3年度防災用資機材等備蓄施設整備工事の電気、機械及び場内配管について議会の議決を求めます。

議案第6号財産の取得については、道の駅遠軽森のオホーツクに配置するオフロードカーの購入について、議会の議決を求めます。

次に、議案第7号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金及び道支出金を補正し、歳出については、新型コロナウイルス感染症対策事業として、公共施設等環境改善工事、プレミアム付食事券発行事業補助金及び宿泊施設利用促進ギフト券発行事業補助金並びにGIGAスクールサポーター配置促進事業委託料を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第4 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めるとしてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第16号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第1号につきましては、森林環境譲与税の確定及び新型コロナウイルス感染症により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第16号）を定めることについて、3月31日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第16号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,039万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を197億2,815万6,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

2款地方譲与税につきましては、3項森林環境譲与税に198万4,000円を追加し、総額を2億1,798万4,000円としたものです。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に2,108万1,000円を追加し、総額を45億4,726万9,000円としたものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を267万2,000円減額し、総額を5億6,331万7,000円としたものです。

これにより、歳入合計197億776万3,000円に2,039万3,000円を追加し、総額を197億2,815万6,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費を68万8,000円減額し、総額を68億7,589万9,000円としたものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に2,108万1,000円を追加し、総額を14億1,212万円としたものです。

これにより、歳出合計197億776万3,000円に2,039万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の197億2,815万6,000円としたものです。

次に、第2表、繰越明許費補正について説明いたします。

繰越明許費の変更につきましては、2款総務費1項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業の金額を1億2,494万円に、4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業の金額を1億3,104万8,000円にそれぞれ変更したものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費15目基金運営費、基金運営事業198万4,000円につきましては、森林環境譲与税額の確定により、森林環境譲与税基金積立金を追加したものです。

16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業267万2,000円の減額は、執行精査により公共施設等環境改善工事1,687万2,000円、スローライフ等応援事業助成金720万円、新生児特別定額給付金360万円をそれぞれ減額。ワクチン接種の従事者に対する慰労金を支給するための経費として、新型コロナウイルスワクチン接種支援金2,500万円を新たに計上したものです。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業2,108万1,000円につきましては、ワクチン接種の実施に必要な経費を追加したもので、予防接種健康被害調査委員会委員報酬として2万8,000円を新たに計上、会計年度任用職員の任用に係る経費としてパートタイムの報酬5人分140万7,000円、フルタイム2人分217万1,000円、時間外及び休日勤務手当127万8,000円、期末手当16万3,000円、社会保険料37万4,000円をそれぞれ追加。会計年度任用職員の通勤及び健康被害調査委員会出席に係る費用弁償11万5,000円、感染症対策用品等の消耗品費50万円、ワクチン配送用等の車両に係る燃料費27万2,000円、通信運搬費81万7,000円をそれぞれ追加。委託料として、健康管理システム改修業務委託料90万2,000円、感染症産業廃棄物処理業務委託料1万1,000円をそれぞれ追加。時間外・休日等にワクチン接種の受付をコールセンターで対応するためのワクチン接種コールセンター業務委託料363万円を新たに計上。集団接種実施の医師送迎用として自動車借上料9万9,000円を追加。ワクチン接種に係るかかり増し経費として、8医療機関へのワクチン接種負担金931万4,000円を新たに計上したものです。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

2款地方譲与税3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税は、198万4,000円の追加です。

15款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金2,108万1,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加です。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、272万2,000円の減

額。3目まちづくり振興基金繰入金は、5万円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

2款総務費、9ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、4款衛生費、11ページから12ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、2、歳入に入ります。

2款地方譲与税、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、15款国庫支出金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、19款繰入金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表繰越明許費補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、承認第1号の質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第2号及び日程第6 承認第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 承認第2号専決処分の承認を求めることについて、日程第6 承認第3号専決処分の承認を求めることについて、以上承認2件は関連がありま
すので、一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

二瓶税務課長。

○税務課長（二瓶雄介君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いた
します。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町税条例等の一部を改正する条例を定
めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告
し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第2号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和3年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めることについて、令和3年4月1日付で専決処分をしたものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

別紙7ページの次にあります参考資料遠軽町税条例改正資料第1条関係をお開き願います。なお、説明の中で、施行日については原則令和3年4月1日のため、特段施行日について申し上げないものについては、令和3年4月1日の施行となります。

では、第1条関係であります。個人の住民税の非課税の範囲、第24条第2項については、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに係る政令の改正に合わせて改正するもので、令和6年1月1日の施行です。

寄附金税額控除、第34条の7第1項については、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しに係る国税の改正に合わせて改正するもので、令和4年4月1日の施行です。

個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、第36条の3の2第4項については、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止による改正です。

個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書第36条の3の3第1項については、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しによる改正で、令和6年4月1日の施行。

第4項については、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止による改正です。

特別徴収税額、第53条の8第1項については、退職所得申告書の定義に係る規定の整備による改正です。

退職所得申告書、第53条の9、項の追加については、退職所得申告書の電子提出に係る規定の整備による追加です。

環境性能割の税率、第81条の4については、読替規定を対象に追加するための改正です。

附則、個人の住民税の所得割の非課税の範囲等、第5条第1項については、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しによる改正で、令和6年1月1日施行です。

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、第6条については、セルフメディケーション税制の延長による改正で、令和4年1月1日施行です。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、第10条の2第3項については、適用期間終了に伴う削除。

次のページをお開き願います。

第4項から第23項までについては、引用の整理。

第24項については、適用期間終了に伴う削除。

第25項については、引用の整理。

項の追加として、浸水被害対策のために整備される雨水貯蓄浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設でありまして、施行日については、特定河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日です。

同条第26項、第27項については、項の追加による整理です。

宅地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、第11条については、特例の延長による改正です。

令和元年度または令和2年度における土地の価格の特例、第11条の2第1項、第2項については、令和4年度、令和5年度における土地の価格の特例のための改正です。

宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例、第12条第1項については、特例の期間延長による改正及び評価替えに伴い、税額が増額する土地について、令和3年度に限り前年度の税額に据え置くための改正。

第2項から第5項については、特例の期間延長に伴う改正です。

農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例、第13条については、特例の期間延長による改正及び評価替えに伴い税額が増額する土地について、令和3年度に限り前年度の税額に据え置くための改正です。

免税点の適用に関する特例、第14条については、文言の整理です。

特別土地保有税の課税の特例、第15条第1項、第2項については、特例期間の延長に伴う改正です。

軽自動車税の環境性能割の非課税、第15条の2については、軽自動車税の環境性能割を1%分軽減する臨時的軽減期限を9か月延長することに伴う改正です。

次のページをお開き願います。

軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、第15条の2の2第2項については、読替規定を対象に追加するための改正です。

軽自動車税の種別割の税率の特例、第16条第1項から第4項まで、及び項の追加については、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課税率）について、重点化を行った上で2年間延長するための改正。

軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、第16条の2第1項については、引用の整理。

東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等、第22条第2項については、文言の整理。

新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例、第26条項の追

加については、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長に伴う改正です。

次に、第2条関係です。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例（令和2年遠軽町条例第15号）、第48条、第50条、第52条の改正規定並びに附則の追加については、通算法人について、当初の外国税額控除に変動が生じた場合の処理について、規定する等、所要の措置を行うための改正であります。

別紙に戻りまして、5ページをお開きください。

次に、附則について御説明いたします。

第1条は、施行期日を定めております。

第2条は、町民税に関する経過措置を定めています。

次のページをお開き願います。

第3条は、固定資産税に関する経過措置を定めています。

次のページになりますが、第4条は、軽自動車税に関する経過措置を定めています。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

続きまして、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第3号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和3年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、本条例を定めることについて、令和3年4月1日付で専決処分をしたものです。

次のページをお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

別紙の次のページ、参考資料、遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

改正の内容につきましては、附則、法附則第15条第19項の条例で定める割合、第4項については、引用の整理です。

法附則第15条第38項の条例で定める割合、第5項については、引用の整理です。

法附則第15条第39項の条例で定める割合、第6項については、引用の整理です。

法附則第15条第47項の条例で定める割合、第7項については、引用の整理です。

宅地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例、第9項については、特例の期間延長による改正及び評価替えに伴い税額が増額する土地について、令和3年度に限り前年度の税額に据え置くための改正です。

第10項から第13項までについては、特例の期間延長による改正です。

農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例、第14項については、特例の期間延長による改正及び評価替えに伴い税額が増額する土地について、令和3年度に限り前年度の税額に据え置くための改正です。

第16項については、引用の整理です。

別紙に戻りまして、附則について御説明いたします。

第1項については、施行期日を定めています。

第2項については、経過措置を定めております。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました承認2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第3号の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認2件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第2号先決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号先決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第1号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第1号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和2年度岩見通道路改良工事その2（繰越）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は1億1,363万円であります。

契約の相手方は、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役、遠藤利秀であります。

この工事につきましては、4月26日、株式会社渡辺組ほか7社により指名競争入札を行い、日新工業株式会社が1億1,363万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表13番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、日新工業株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、12月10日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第2号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 次のページ、議案第2号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和3年度ロックバレースキー場グレンデ整備工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は9,856万円であります。

契約の相手方は、丹野・茶木特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町大通北1丁目2番地41、丹野工業株式会社、代表取締役、丹野義晴。構成員、遠軽町1条通南1丁目8番地13、茶木建設株式会社、代表取締役、茶木義尚であります。

この工事につきましては、4月26日、株式会社渡辺組ほか6社により指名競争入札を行い、丹野・茶木特定建設工事共同企業体が9,856万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表14番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、丹野・茶木特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月30日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第3号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第3号工事請負契約の締結についてを説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和3年度防災用資機材等備蓄施設整備工事（電気）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は1億219万円であります。

契約の相手方は、遠軽・北海・工藤特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電機株式会社、代表取締役、乾淳。構成員、遠軽町岩見通北1丁目1

番地 2、北海電建株式会社、代表取締役、福家貢。構成員、遠軽町西町 2 丁目 10 番地 3
1、株式会社工藤電機、代表取締役、工藤英高であります。

この工事につきましては、4 月 26 日、山本電工株式会社ほか 3 社により指名競争入札
を行い、遠軽・北海・工藤特定建設工事共同企業体が 1 億 2 19 万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表 15
番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、遠軽・北海・工藤特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しており
ます。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和 4 年 3 月 18
日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 3 号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 4 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 10 議案第 4 号工事請負契約の締結についてを議題とし
ます。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第 4 号工事請負契約の締結について説明いたしま
す。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定
により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和 3 年度防災用資機材等備蓄施設整備工事（機械）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は 6,325 万円であります。

契約の相手方は、遠軽町南町 4 丁目 1 番地 55、栄管工業有限会社、代表取締役、以西
善一であります。

この工事につきましては、4 月 26 日、栄管工業有限会社ほか 6 社により指名競争入札
を行い、栄管工業有限会社が 6,325 万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表16番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、栄管工業有限会社とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和4年3月18日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第4号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第5号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第5号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和3年度防災用資機材等備蓄施設整備工事（場内配管）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は5,357万円であります。

契約の相手方は、遠軽町南町4丁目1番地55、栄管工業有限会社、代表取締役、以西善一であります。

この工事につきましては、4月26日、栄管工業有限会社ほか6社により指名競争入札を行い、栄管工業有限会社が5,357万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表17番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、栄管工業有限会社とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和4年3月18日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第5号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第6号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第6号財産の取得について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、オフロードカー1台であります。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は872万3,000円でありませぬ。

取得の相手方は、遠軽町学田2丁目8番地20、株式会社佐渡自動車整備工場、代表取締役、佐渡淳道であります。

この財産の取得につきましては、4月26日、有限会社国枝モータースほか3社により指名競争入札を行い、株式会社佐渡自動車整備工場が872万3,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得または処分に係る入札等状況の一覧表1番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、株式会社佐渡自動車整備工場とは、同日、仮契約を締結しております。納期につきましては、11月30日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） すみません、ちょっと確認なのですが、今の課長、3社で指名競争入札と聞こえたのですが、書いてあるのは4社なのですか。そこら辺、聞き間違えでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

質問の内容につきましては、3社と言いましたけれども、国枝モーターズほか3社ということで、4社で間違いのないと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） このオフロードカーについては、3月の定例議会において予算議決されているかと思えますけれども、そのときに質問できなかつたので、次の4点について伺います。

まず、1点目。このオフロードカーの購入の目的と必要性について伺います。

2点目。落札した車種のメーカーと車種名、または、国産車なのか外国車なのかについて伺います。

3点目。先ほどの入札状況等についても、今回は予定価格が表示されておりませんが、備品購入費であっても情報公開等の事後公表をするべきではないかと、予定価格と落札率について伺います。

4点目。納期が11月30日となっておりますが、なぜこれほど遅くなるのか。また、11月30日になりますと、冬期スキー場の雪が降ってくるかと思えますけれども、その辺の工期設定について伺います。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） ただいまの御質問にお答えをします。

私のほうからは、1点目の、このオフロードカーの購入の目的。あと、2点目のメーカーの関係、あと、4点目の納期についてお答えいたします。

まず、1点目の購入の目的についてですが、これは使用の場所は、ロックバレーのスキー場で使用することになります。主な目的は、山頂等で救護者が出た場合に、搬送する。または、いろいろな資材の運搬ということで考えております。

山頂に行くまでに、連絡路とかありますが、大雨等々によってぬかるむ場合もありますし、あと、冬期の場合、通行ができないということも想定されています。あと、リフトがありますが、リフトで救護するわけにはいきません。あと、リフトも悪天候によって止まる場合もありますので、そういうことも想定しております。

先ほどの、主な救護者の搬送資材の運搬ということで、購入をするところでありませ

仕様につきましては、カワサキという国産のメーカーになります。定員は6名で、前

列、後列、3名ずつ乗車できるようになっておりまして、そのさらに後ろのほうに荷台がついております。もちろん4WDタイプで、ウインチ等のオプションもついております。

あと、納期について、11月30日ということになっておりますが、これは受注生産ということになっておりますので、どうしてもそれぐらいかかってしまうということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） ただいまの質問の3番目、予定価格等について、こちらのほうで御説明させていただきます。

予定価格につきましては、893万2,000円となっておりますが、今回、このような形で予定価格を公表していないということですが、これにつきましては、財産の取得に係る案件の予定価格等につきましては、公表要領に基づき、公表はしておりませんが、案件ごとに情報公開条例の考え方に沿いながら判断しまして、公表できるものについては公表するというところでしておりますので、今回については、その公開条例について公表していないということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 先ほどの1点目ですが、救急の場合とか資材搬入とかということで使用すると答弁ありましたけれども、人とかですと、リフトも可能かと思えますし、管理用道路も使えるかと思えます。

また、今まで山頂までに四輪駆動車とか軽自動車、4WD車でかなり撮影とか使っている実績があります。そういう中で、どうしてこれを、この車種について選んだのかについて、また再度伺いたします。

○議長（前田篤秀君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） 御質問にお答えいたします。

確かに、普通の乗用タイプで従来は登っていたこともあります。今年度、一応ジップラインが整備される予定でおります。それに伴いまして、装着する器具等々、結構数があるのですが、それを常時、下に下りてきたら、上のほうに戻すという、サイクル的な作業があります。天候にもよりますが、普通の四駆、乗用タイプではその作業が非効率的なことも考えられますので、そういう観点で、この車種を選んだということで御理解願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 今、天候の悪いときとか、そういうジップラインとか運転しないはずだと答えたはずなのに、ちょっと論理的矛盾があると思えます。

次の、2点目の落札した車種、カワサキ重工という今の話しですが、これで乗員6名で、後ろに資材を乗せるか。それは、資材を乗せるというのは、ハーネスとか、そ

ういうものを運ぶのかについて何うのと、それと、私のつかんだ情報によりますと、900ccの乗用オフロードカーかと思えますけれども、これは870万円、税込みで873万円ですか、これについてですけれども、あと、同車種、同基準で同じような仕様で、どのような国産車と比較検討したのかについて伺います。

○議長（前田篤秀君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） お答えいたします。

こういうオフロードカータイプのこのような車両を、国内問わず海外等々でどれぐらいあるのか承知はしていません。それで、この車種を選定したに当たっては、場所は私は把握はしていませんけれども、ほかのスキー場を視察したときに、実際に見ているという話は聞いております。それで、その上で、あと、うちのほうの作業の中身と仕樣的に一番合致する、これが最適だということで、選定させていただいていますので、御理解頂きたいと思えます。

○議長（前田篤秀君） 1番、高橋議員。

○1番（高橋義詔君） 今、ほかの議員とお話したのですけれども、そもそも経済委員会で説明されていないという情報を得ているのですけれども、何か、そもそも論になっているような気がするのです。いきなりこの金額のものをぼこっと出されて、車の仕様書も何にもない中でやっていくのは、ちょっとおかしくないですか、これは。

私は、会派制でやっているのです、経済常任委員会で説明があったと思ったのです、この資料をもらったときに。だから、経済委員会の人しか聞いていないだけかなと思っていたのですけれども、経済委員会の人に聞いたら、経済委員会でも説明をされていないと。ちょっと審議できないのではないのでしょうか。ちょっと取り扱えるのは、議運であるのかどうか分からないのですけれども。どうしたらいいのか、お願いします。

○議長（前田篤秀君） 澤口経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） ただいまの経済常任委員会で説明がなかったのではないかというような御質問、御意見でございますけれども、これにつきましては、令和3年度の当初予算の説明の段階で経済常任委員会で説明をさせていただいているというふうに記憶してございますが、後ほど、もし、その辺がないかどうかというところは議事録等精査をさせていただいて、経済常任委員会のほうで回答させていただきたというふうに思っております。

以上です。

（「精査する時間をとって、それから再開。」と呼ぶ者あり）

（「議長、暫時休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

澤口経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） ただいま2月の経済常任委員会の議事録を確認をさせていただきましたが、議事録の中には、そのような記載はございませんでした。2月の経済常任委員会におきましては、令和3年の当初予算の説明をさせていただいておりますので、メモの中で、備品購入費の中でオフロード車両ということで説明をしているというふうにメモがございまして、その部分について説明をしているというふうに記憶してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） いいですか。

3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 確かに、今回の3月の定例議会で予算説明書には書いてあって、これ、私たちが、議員が質問しなかったのは、確かに不徳のいたすところかもしれませんが、本来の、肝心の予算書には載っていないのですよね。あくまでも、説明書という補助のほうには載っているのですよね。

今後ですけれども、確かに今さら言ってもしょうがないのですけれども、買うことが、悪いとか、いいとか、是非を問うているわけではなくて、手段の問題であって、ちゃんと議員に説明をして、今までキッチンカーにしても、トレーラーハウスにしても、図面、詳細を出してもらって、ピアノ購入にしても、備品購入にしても、大きなものに対しては、きちんと説明をちゃんと頂いているのです。今回については、図面も一切なくて、こういう形で、今回、このオフロードカーを買うのどうのこうのは、それは、私としては、やぶさかではないのですけれども、今後、理事者側もきちんと説明責任を果たして、議員にちゃんと報告してくれれば、私としては問題ないかと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 澤口経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） ただいまの御意見でございますけれども、常日頃から、経済常任委員会並びに議会に対しましては、丁寧な説明をしているというふうに、私ども努めているつもりでございますので、その時点で、御質問がなかったということで、御理解を頂いているというふうに、私どもは捉えていたことでございますので、今回、説明がなかったということにつきましては、今後とも、またそのように努めていくということで御理解頂きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

○3番（佐藤 登君） 最後よろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 今後、今までどおり、きちんと備品購入の場合は、前もって委員会で図面とか、説明をきちんと丁寧にしているのです。今回だけないということに対する

手法として、私は、今、再度質問しただけですので、今後、気をつけていただければ、それでよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

舟木副町長。

○副町長（舟木淳次君） 議案の説明、予算の説明につきましては、各常任委員会で丁寧に説明をしております。先ほど、経済部長からお話があったとおり、説明をしたということで、こちらとしては確認をしたところでもあります。その中で、質問がなかったということで、了承されているものということで考えていたところだと思います。

また、予算特別委員会がその後ございます。その中でも、質問がなかったということで、同様に了解をされていたというふうに考えております。

先ほどの、予算書の中で、項目が挙がっていなかったというお話がありました。説明書の中で、項目を挙げております。全ての事業に対して、予算書に記載することは不可能でございますので、今後とも、町といたしましては、丁寧な説明を心がけていきますけれども、その中で、適切な議論がされるように議会のほうも御理解を頂きたいと思えます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 先ほど、澤口部長のおっしゃった、その委員会の議事録はありません、ありませんでした。ただし、メモには説明したとあった。しつこくて悪いのですが、そのメモには何と書かれているのですか。オフロードカーのことについて、詳細に説明したというふうに書いてあるのですか。ただ説明しただけでは、常任委員会の中で、詳しい説明を聞いていないこととなりますよ。何を説明したのか。オフロードカーについて話をした、ただそれだけのメモで、我々は納得しませんよ、多分。議事録にないのですよ、正式な。議会としての委員会の議事録にないということは、分かったのですよね。だけれども、メモにはありました。では、何と書いてあるのですか、メモに。

○議長（前田篤秀君） 澤口経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） ただいまの御質問ですけれども、メモのほうには、オフロード車両というふうな形で記載はしてございますけれども、その目的や何かにつきまして、口頭で説明をさせていただいているというふうに理解しているところでありまして、その時点で、先ほどの繰り返しになりますけれども、その時点で深く理解を得ていないという御質問がなかったことから、我々は御理解を頂いたというふうに判断をして、その予算については、議決をしていただいたというふうに理解しているところでございます。

以上です。

（「休憩よろしいですか。」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 先ほどの質問なのですけれども、議決案件については、今後より詳細な説明を頂ければありがたいと思います。

それについては、いかがですか。

○議長（前田篤秀君） 舟木副町長。

○副町長（舟木淳次君） 今回、臨時議会ということで、詳細な説明ができないことがございました。今後、臨時議会等であっても、詳細な説明ができるように資料などを付けて、説明するよう心がけたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（竹中裕志君） 終わります。

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第6号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第7号令和3年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第7号令和3年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)について説明いたします。

令和3年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,978万円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億4,378万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に4,388万円を追加し、総額を15億5,186万8,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金に590万円を追加し、総額を6億2,

401万4,000円とするものです。

これにより、歳入合計194億9,400万円に4,978万円を追加し、総額を195億4,378万円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に4,732万8,000円を追加し、総額を64億4,194万9,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に245万2,000円を追加し、総額を11億5,452万7,000円とするものです。

これにより、歳出合計194億9,400万円に4,978万円を追加し、総額を歳入歳出同額の195億4,378万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業4,732万8,000円につきましては、生田原コミュニティーセンターノースキングにおけるレストランの感染症対策として、レストラン利用者を分離するため、2階談話室をレストラン別室として改修する公共施設等環境改善工事738万1,000円を新たに計上。感染症の流行に伴い、経済的に大きな影響を受けている町内飲食店の経営を支援するとともに、町内の消費喚起を図るため、プレミアム付食事券発行事業補助金3,306万6,000円を新たに計上。宿泊施設の利用を促進するとともに、町内の消費喚起を図るため、宿泊施設を連泊で利用する場合に、町内で使用可能な3,000円のギフト券を配付する宿泊施設利用促進ギフト券発行事業補助金688万1,000円を計上するものです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費245万2,000円につきましては、GIGAスクール構想に伴う小中学校のICT化により、ICT活用に係る人的体制や教職員のサポートについて、専門的な人材による支援を受けるため、GIGAスクールサポーター配置促進事業委託料245万2,000円を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金4,265万4,000円につきましては、新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金の追加。6目教育費国庫補助金122万6,000円につきましては、GIGAスクールサポーター配置促進事業に係る公立学校情報機器整備費補助金の追加です。

16款道支出金2項道補助金1目総務費道補助金590万円につきましては、町が実施する食事券発行事業に対し、北海道がプレミアム分の一部10%分を補助するプレミアム

付商品券発行支援事業費補助金の追加です。

補正予算の事業概要につきましては、別紙配付の資料により、担当から説明いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大泉生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大泉勝義君） それでは、本日、配付させていただきました資料について説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染対策事業に係る公共施設等環境改善工事の位置図であります。

生田原コミュニティーセンターノースキングの2階階段左側の談話室として使用していた部屋について、排煙窓改増、壁・天井クロス張替え、抗菌仕様でございます、熱交換器ユニット交換の実施。レストランの別室として三密を避ける対策や衛生管理の徹底を図るなど、感染対策を徹底した上でのノースキングの利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページから9ページ。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 今、説明を受けたノースキングの公共施設等環境改善工事なのですけれども、記憶でいくと、あの2階では、前には飲食というか、アルコール提供だとかと、いろいろやっていたような記憶があるのですけれども、今現在は使われていないのか、それとも、今言ったように、衛生管理等々の修理改善をするためにということなのですけれども、新型コロナウイルス感染症は、これは収束するかどうかは分かりませんが、収束後というか、新型コロナウイルス感染症が弱くなって行って、みんなが出入りするような環境になったときに、この新型コロナウイルス感染症対策事業という、これと環境改善ですから、そうなのかなと思わないわけではないのですけれども、特別、今まで、そこは何に使われていて、これから、言ってみれば、こういう事業があるから、言葉は悪いですが、ついでにあそこも直してしまおうかというようなことに感じられてしまうのですけれども、そうではないのですか。

○議長（前田篤秀君） 大泉生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大泉勝義君） 今の一宮議員の質問にお答えいたします。

今現在、2階談話室でございますが、1名当たり500円を取って、実は、そこを談話室として、町民の皆さん集ってということでやってまいりました。そのすぐ隣に、この図面にもありますが、カラオケ室もございまして、2階その所を使用していたのですけれども、現在このコロナ禍の中で、使用をする町民もございません。それで、談話室について

は使用していない、来れば貸出しをする施設ですけれども、今現在、貸出しをしております。

今回、新型コロナウイルス感染症ということで、下のレストラン、また「しゃくなげ」、「白樺」等ございますが、利用者の多くの方から、この4名以内、1時間というコロナ禍の中での夕食の際に、どうしてもやっぱり来る際に、人数が多く来てしまうとお断りをするところもあります。そういったところから、利用される皆さんのために、少しでも改善をして、提供していきたいということの目的の下、改修工事をさせていただいて、進んでいけばどうかということで、今回補正予算に提出をさせていただきました。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） よく分かりました。

あくまでも、新型コロナウイルス感染症対策事業とこの公共施設の工事というのは、因果関係というのはどうして工事をするようになったのかなという、そういう疑問を持ったので、ちょっと質問しました。

今のお答えで、お客さん、それから、町民の人たちの利用を図るためにリニューアルをするということよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 大泉生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大泉勝義君） 今の御質問にお答えいたします。

実際に、町民の声を聞きながら、この施設を運営していきます。換気の部分を改善し、より一層レストラン、またホテルとともに努力しながら、集客について今後も努力していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○5番（一宮龍彦君） いいです。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、10款教育費、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、16款道支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(前田篤秀君) 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和3年第3回遠軽町議会臨時会を閉会します。

午前11時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀
署 名 議 員 渡 部 正 騎
署 名 議 員 黒 坂 貴 行